

資料3 住宅性能評価の等級

表示すべき事項	表示方法	説明する事項
1.構造の安定に関すること		
1-1：耐震等級 (構造躯体の東海防止)	評価方法による	等級1
1-2：耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	評価方法による	等級1
1-3：耐風等級 (構造躯体の倒壊防止及び損傷防止)	評価方法による	等級2
1-4：耐積雪等級 (構造躯体の倒壊防止及び損傷防止)	評価方法による	等級1
1-5：地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤許容応力度又は杭の許容支持力及び地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法を明示する	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
1-6：基礎の構造方式及び形式等	直接基礎にあっては基礎の構造方法及び形式を、杭基礎にあっては杭種、杭径及び杭長を明示する	基礎の構造方法及び形式等
2.火災の安全に関すること		
2-1：感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	評価方法による	等級1
2-2：感知警報装置設置等級 (他住戸等火災等)	評価方法による	等級1
2-3：避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	評価方法による	等級1
2-4：脱出対策 (火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策を明示する	等級1
2-5：耐火等級 (延焼のおそれのある部部(開口部))	評価方法による	等級1
2-6：耐火等級 (界壁及び界床)	評価方法による	等級1
3.劣化軽減に関すること		
3-1：劣化対策等級	評価方法による	等級1
4.維持管理への配慮		

4-1：維持管理対策等級 (専用配管)	評価方法基準による	等級 2 配管コンクリート埋設不可
4-2：維持管理対策等級	評価方法基準による	等級 2 豎管掃除口、最上階、最下階及び3階以内お気に設置
5.温熱環境に関すること		
5-1：断熱等性能等級	評価方法等の基準	等級 4
6 空気環境に関すること		
6-1 ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等)	評価方法基準による	等級 3
6-2 換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するために必要な換気対策を明示する	換気対策
6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	空気中の化学物質の濃度及び測定方法を明示する	方位別開講日
7.光・詩環境に関すること		
7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合を明示する	単純開口比
7-2：方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率を明示する	方位別開口比
8.音環境に関すること。		
8-1：重量床衝撃音対策	評価方法基準による	等級 2 又は相当スラブ圧 15cm 以上、ポットスラブは 22 cm以上
8-2：軽量床衝撃音対策	評価方法基準による	等級 1
8-3：透過損失等級 (界壁)	評価方法基準による	等級 1 BL かつの評価基準
8-4：透過損失等級 (外壁開口部)	評価方法基準による	等級 1
9. 高齢者への配慮に関すること		
9-1：高齢者への配慮に関すること (専用部分)	評価方法基準による	等級 3
9-2：高齢者への配慮に関すること (共用部分)	評価方法基準による	等級 3
10. 開口部の侵入防止対策に関すること		

10-1；開口部の侵入防止対策

住戸の階ごとに、次の表の上欄に掲げる住戸及び同表の中欄に掲げる開口部の区分に応じ、それぞれ外部からの侵入を防止するための対策として同表の下欄に掲げるものから該当するものを明示するとともに、雨戸又はシャッターによってのみ対策が講じられている開口部が含まれる場合は、その旨を明示する。

<p>ロ.共同住宅等(建物出入口の存する階の住戸)</p>	<p>a. 住戸の出入口 b. 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下、共用階段若しくはバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下、共用階段ら当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。) c. a及びbに掲げるもの以外のもの</p>	<p>(i) すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である (ii) その他 (iii) 該当する開口部なし</p>
<p>ハ.共同住宅等(建物出入口の存する階以外の階の住戸)</p>	<p>a. 住戸の出入口 b. 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は次の(i)若しくは(ii)から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、(i)若しくは(ii)から開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)(i) 共用廊下又は共用階段 (ii) バルコニー等((i)に該当するものを除く。) c. a及びbに掲げるもの以外のもの</p>	<p>(i) すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である (ii) その他 (iii) 該当する開口部なし</p>

